

## 北海道の木育ロゴマーク使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「北海道の木育」ロゴマーク（以下、ロゴマーク）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別図に掲げるシンボルマーク及びロゴタイプをいう。

2 この規程において「北海道の木育」とは、子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組であり、「子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと」をいう。

### (使用目的)

第3条 ロゴマークの使用については、北海道発祥の木育活動の推進を目的とするものであり、ロゴマークを使用する者の事業及びサービス等の内容などを保証するものではない。

### (使用対象者)

第4条 ロゴマークの使用対象者は、北海道が認定した「木育マイスター」及び木育活動を行う又は木育活動に賛同する企業、団体、個人などとする。

2 そのほか、北海道が適当と認める者を使用対象者とする。

### (遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用方法は、この規程に定めるもののほか、別添「北海道の木育」ロゴ仕様マニュアル」（以下、マニュアル）のとおりとし、これらの規定に従って使用すること。
- (2) ロゴマークは定められたパターンからデザインを選択するものとし、その一部のみの使用や定められた余白を設けずに他の図形や文字と組み合わせ使用しないこと。
- (3) ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。

### (使用手続)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、北海道水産林務部森林環境局森林活用課ホームページのロゴマーク使用届出フォームより、使用開始希望日の2週間前までに北海道へ届出しなければならない。

ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 北海道が使用する場合。
  - (2) 「木育マイスター」が自身の木育活動において使用する場合。ただし、営利活動に使用する場合を除く。
  - (3) 個人が、北海道の木育に関する非営利の情報発信をするために使用する場合。
  - (4) 報道機関が報道のために使用する場合。
  - (5) 前各号のほか、北海道が適当と認める場合。
- 2 ロゴマーク使用届出者が届出内容を変更しようとする場合は、その都度、北海道に変更を申し出なければならない。

(使用基準)

第7条 ロゴマークの使用目的又は使用・表示方法が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、これらを使用できないものとする。

- (1) 北海道、「北海道の木育」、木育マイスターの信用、品位やイメージを損なうと認められる場合。
- (2) 使用者固有の商標であるとの誤解を与えると認められる場合。
- (3) 消費者の利益を害すると認められる場合。
- (4) 特定の政治的、思想的又は宗教的活動に利用されると認められる場合。
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合。
- (6) 本規程及びマニュアルに適合していないと認められる場合。
- (7) 前各号のほか、北海道が適当でないと認めた場合。

(確認及び通知)

第8条 北海道は、第6条の規定による届出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、当規程に適合しない場合は、使用開始希望日の前日までにロゴマーク使用届出者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による不適合の通知を受けていないロゴマーク使用届出者は、使用開始希望日からロゴマークを無償で使用することが出来る。
- 3 ロゴマーク使用届出者は、使用開始後に、ロゴマークの使用状況を写真等により北海道に報告するものとする。

(不適正な使用に対する措置)

第9条 北海道は、この規程に定める事項に違反してロゴマークを使用している者に対し、使用方法の遵守や使用の停止を求めることができる。

- 2 前項の規定により、ロゴマークの使用方法的遵守や使用の停止を求められた者は、速やかにその指示に従わなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークの使用に関する問題が生じた場合、現に使用している者又は使用していた者が速やかに対処する責任を負い、北海道は一切の責任を負わない。

(その他の事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年12月16日から施行する。

## 「北海道の木育 (Hokkaido Mokuiku)」ロゴマークのパターン

## A. 横組み① (カラー)

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (2種類)



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (日本語)



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (ローマ字)



## A. 横組み① (1色)

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (2種類)



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (日本語)



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (ローマ字)



## A. 横組み① (グレー)

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (2種類)



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (日本語)



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (ローマ字)



**B. 横組み② (カラー)**

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (2種類)



北海道の木育  
Hokkaido mokuiku

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (日本語)



北海道の木育

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (ローマ字)



Hokkaido  
mokuiku

**B. 横組み② (1色)**

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (2種類)



北海道の木育  
Hokkaido mokuiku

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (日本語)



北海道の木育

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (ローマ字)



Hokkaido  
mokuiku

**B. 横組み② (グレー)**

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (2種類)



北海道の木育  
Hokkaido mokuiku

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ (日本語)



北海道の木育

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（ローマ字）



### C. 縦組み（カラー）

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（2種類）
- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（日本語）



### C. 縦組み（1色）

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（2種類）
- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（日本語）



### C. 縦組み（グレー）

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（2種類）



- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（日本語）



### D. シンボルマーク・ロゴタイプ各単体（カラー）

- ・ロゴタイプのみ（横組み・2種類）



- ・ロゴタイプのみ（横組み・日本語）



- ・ロゴタイプ（横組み・ローマ字）



- ・シンボルマークのみ



- ・ロゴタイプのみ（縦組み・2種類）



- ・ロゴタイプのみ（縦組み・日本語）



D. シンボルマーク・ロゴタイプ各単体 (1色)

- ・ロゴタイプのみ (横組み・2種類)

**北海道の木育**

Hokkaido mokuiku

- ・ロゴタイプのみ (横組み・ローマ字)

**Hokkaido mokuiku**

- ・ロゴタイプのみ (縦組み・2種類)

**北海道の木育**  
Hokkaido mokuiku

- ・ロゴタイプのみ (横組み・日本語)

**北海道の木育**

- ・シンボルマークのみ



- ・ロゴタイプのみ (縦組み・日本語)

**北海道の木育**

D. シンボルマーク・ロゴタイプ各単体 (グレー)

- ・ロゴタイプのみ (横組み・2種類)

**北海道の木育**

Hokkaido mokuiku

- ・ロゴタイプのみ (横組み・英語)

**Hokkaido mokuiku**

- ・ロゴタイプのみ (縦組み・2種類)

**北海道の木育**  
Hokkaido mokuiku

- ・ロゴタイプのみ (横組み・日本語)

**北海道の木育**

- ・シンボルマークのみ



- ・ロゴタイプのみ (縦組み・日本語)

**北海道の木育**